



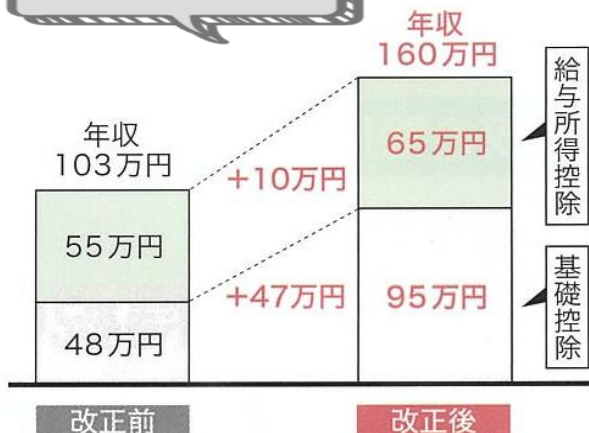
源泉所得税が 大幅に変更されました



税制改正大綱から一変、令和7年分以後の所得税が改正されました。基礎控除が所得に応じて変わる複雑な仕組みになります。

但し、令和7年分は年末調整で対応するため、現時点での事務処理はいままで通りで大丈夫です。来年以降、源泉所得税額の早見表等が変更となる予定です。

基礎控除の見直し



よく言われる「103万円の壁」とは、基礎控除48万円と、給与所得控除の55万円を合わせた103万円以下であれば所得税は課税されないというものでした。

今回の改正で令和7年の所得税から最大で基礎控除額が95万円に、給与所得控除額の最低保証額が65万円に引き下げられ、所得税の課税最低限は160万円となります。

では、複雑になった改正内容を見ていきましょう。

まず、給与所得控除ですが下表のとおり190万円以下は控除額が少し多くなっていますが、190万円超はおおよそ今まで通りです。

給与所得控除の改正で恩恵を受けるのは、年収190万円以下で働く方々。103万円の壁を意識して働き控えをしていた「もっと働きたい」という方と、年末商戦時期に働き控えてシフト調整に苦戦していた事業者にとっては朗報となりました。

●給与所得控除の額（計算式）

給与等の収入金額	改正前	令和7年分以降
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額× 40%－10万円	
180万円超190万円以下	収入金額× 30%＋8万円	195万円(上限)
190万円超360万円以下	収入金額×30%＋8万円	
360万円超660万円以下	収入金額×20%＋44万円	
660万円超850万円以下	収入金額×10%＋110万円	
850万円超	195万円(上限)	

《収入が増えた場合の注意点》

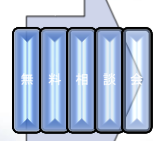
一定の年収を超えると、社会保険への加入が必要になったり、住民税が課税されたりします。年収によっては、手取り金額が減ってしまう可能性もありますので、事業主とよく話し合っておきましょう。
※住民税の課税ラインは「110万円」ですが、自治体によっては110万円以下でも課税されます。



桐生相続相談室

6/14(土)・21(土)・28(土)

9時～18時の間で60分



Fashionable background
drawn in watercolor

相続について、お気軽にご相談ください。

☎0277-45-2160

相続税の無料
シミュレーション実施中！

多くの人が恩恵を受ける所得税の基礎控除の引き上げを見ていきましょう。

●基礎控除の額

合計所得金額		改正前	令和7年分 令和8年分	令和9年分～
132万円以下※1		48万円	95万円	
132万円超	336万円以下※2		88万円	58万円
336万円超	489万円以下※3		68万円	
489万円超	655万円以下※4		63万円	
655万円超	2,350万円以下※5		58万円	
2,350万円超	2,400万円以下	48万円		
2,400万円超	2,450万円以下	32万円		
2,450万円超	2,500万円以下	16万円		
2,500万円超		－		

目安 給与収入に換算すると……

- ※1 合計所得金額132万円以下 = 給与収入200万円相当以下
- ※2 合計所得金額132万円超 336万円以下 = 給与収入200万円相当超～475万円相当以下
- ※3 合計所得金額336万円超 489万円以下 = 給与収入475万円相当超～665万円相当以下
- ※4 合計所得金額489万円超 655万円以下 = 給与収入665万円相当超～850万円相当以下
- ※5 合計所得金額655万円超 2,350万円以下 = 給与収入850万円相当超～2,545万円相当以下

上表の通り、合計所得金額が2,350万円以下は基礎控除額が多くなりますので、結果、減税となります。

世帯類型ごとの所得税減税額目安は下表のようにになっています。

●単身世帯の場合

給与収入	減税額
200万円	2万4,000円
400万円	2万円
800万円	3万円
1,500万円	3万3,000円

●夫婦共働き世帯の場合

給与収入（それぞれの給与収入）	減税額
計400万円（200万円＋200万円）	計4万7,000円
計800万円（400万円＋400万円）	計4万円
計800万円（600万円＋200万円）	計4万4,000円
計2,000万円（1,000万円＋1,000万円）	計4万円

自由民主党・公明党「基礎控除の特例の創設について」（令和7年2月28日）を基に作成

結論、この改正により高所得者を除き減税になります。所得が低い人ほど恩恵があります。住民税の基礎控除は変更がないですが、給与所得控除が下がりますので、年収200万円以下の方には恩恵となります。

来年以降は所得税額早見表が変更となるので、令和7年の年末調整が一番恩恵を感じられるかもしれませんね。

～TKC事務所通信臨時号より～

～顧問先のご紹介～

株式会社 矢野 様

～ 生ごみを大幅削減 SDGsの観点からも大注目の機械です ～

生ごみを 24 時間で分解・消化！

全自動生ごみ消化機

業務用

病院 スーパー

介護施設 食品メーカー



CO₂削減！

ごみを燃やさず地球に優しい◎



生ごみ消化機は、バイオ（微生物）を活用し食品残渣・生ごみを分解・消化する機械です。生ごみを燃やすことなく消化後の残渣を取り出す必要もない環境に優しい機械となっております。



詳細はこちら
をチェック！



株式会社 矢野

みどり市笠懸町久宮115 TEL.0277-77-7321

お気軽にお問い合わせください



矢野 バイオ事業部

BIOTECHNOLOGY DIVISION